

株 主 各 位

大阪市福島区鷺洲五丁目7番2号
ペガサスミシン製造株式会社
代表取締役社長 美馬成望

第70期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第70期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果を報告いたしました。
 2. 第70期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、計算書類の内容を報告いたしました。
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案どおり承認可決され、当期末配当は、当社普通株式1株につき、配当金10円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
定款の変更内容は、後記掲載のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役10名選任の件
本件は、原案どおり取締役に清水盛明、美馬成望、末永高二、勝連雅生、高孟昊、中村淳一、吉田泰三、白井文の8氏が再選、新たに朝子高司、大西宏尚の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役1名選任の件
本件は、原案どおり監査役に古寺均氏が選任され、就任いたしました。なお、同氏は、社外監査役の要件を満たしております。
- 第5号議案** 補欠監査役2名選任の件
本件は、原案どおり補欠監査役に杉山清和、増田和彦の2氏が選任されました。なお、両氏は、社外監査役の要件を満たしております。

以 上

お 知 ら せ

本總會終了後開催されました取締役会において、役付役員が選定され、それぞれ就任いたしました。

この結果、平成28年6月21日現在における当社の役員および執行役員について、次のとおりとなりました。

代表取締役会長執行役員	清 水 盛 明
代表取締役社長執行役員	美 馬 成 望
取締役副会長執行役員	末 永 高 二
専務取締役執行役員	勝 連 雅 生
取締役執行役員	高 孟 昊
取締役執行役員	中 村 淳 一
取締役執行役員	吉 田 泰 三
取締役執行役員	朝 子 高 司
取 締 役(社外)	白 井 文
取 締 役(社外)	大 西 宏 尚
監 査 役(常勤)	奥 村 正 幸
監 査 役(社外)	古 寺 均
監 査 役(社外)	定 藤 繁 樹
上 席 執 行 役 員	嘉数田 隆 志
上 席 執 行 役 員	大 西 弘
執 行 役 員	瀬 戸 洋 二
執 行 役 員	谷 口 倫 治
執 行 役 員	岡 田 義 秀
執 行 役 員	村 田 都 彦
執 行 役 員	ブローアールメルヴィン
執 行 役 員	美 馬 正 道

第70期期末配当金のお支払いについて

第70期期末配当金（1株につき10円）は、同封の「第70期期末配当金領収証」によりお支払いたしますので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）で払渡期間内（平成28年6月22日から平成28年7月29日まで）にお受け取りください。

なお、振込先をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。（株式数比例配分方式を選択された場合の配当金のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社）へお問い合わせください。）

定款の変更内容

現行定款の一部を次のとおり改定いたしました。

(下線部は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（<u>取締役であったもの</u>を含む。）および監査役（監査役であったものを含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役</u>および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議をもって取締役（取締役であった<u>者</u>を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）、監査役</u>および会計監査人との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

以 上